

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（15名）	1
会議録署名議員の指名	5
報告第2号 専決処分の報告について	5
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	8
議案第4号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	8
議案第5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第6号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	11
議案第7号 旅費の支給に係る関係条例の整備に関する条例	19
議案第8号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例	20
議案第9号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	23
議案第10号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第11号 利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第12号 令和7年度利府町一般会計補正予算	31
議案第13号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	51
議案第14号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算	52
議案第15号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	55
議案第16号 令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算	55
議案第17号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算	56
議案第18号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算	56

議案第26号	工事請負変更契約の締結について	57
議案第27号	人権擁護委員候補者の推薦について	58
議案第19号	令和8年度利府町一般会計予算	59
議案第20号	令和8年度利府町国民健康保険特別会計予算	59
議案第21号	令和8年度利府町介護保険特別会計予算	60
議案第22号	令和8年度利府町後期高齢者医療特別会計予算	60
議案第23号	令和8年度利府町町営墓地特別会計予算	60
議案第24号	令和8年度利府町水道事業会計予算	60
議案第25号	令和8年度利府町下水道事業会計予算	60

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和8年3月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（15名）

1番	郷右近 佑 悟 君	3番	須 田 聡 宏 君
4番	高 木 綾 子 君	5番	皆 川 祐 治 君
6番	鈴 木 晴 子 君	7番	金 萬 文 雄 君
8番	土 村 秀 俊 君	9番	浅 川 紀 明 君
10番	今 野 隆 之 君	11番	小 渕 洋一郎 君
12番	高 久 時 男 君	13番	伊 藤 司 君
14番	鈴 木 忠 美 君	15番	羽 川 喜 富 君
16番	永 野 涉 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	村 田 晃 君
総務部総務課長	
兼選挙管理委員会事務局長	和 田 あずみ 君
総務部危機対策課長	戸 枝 潤 也 君
総務部デジタル推進室長	後 藤 俊 寿 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
企画部秘書政策課長	千 葉 友 弥 君
企画部財務課長	石 垣 伴 彦 君
企画部スポーツ振興課長	門 田 唯 志 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
町民生活部町民課長	吉 田 雄 一 君
町民生活部税務課長	高 橋 活 博 君
町民生活部生活環境課長	鈴 木 健 二 君

保健福祉部長兼地域福祉課長	谷 津 匡 昭 君
保健福祉部子ども支援課長	加 藤 典 子 君
保健福祉部健康推進課長	小 原 晶 子 君
保健福祉部子ども家庭センター所長	柏 崎 裕 子 君
経 済 産 業 部 長	藤 岡 章 夫 君
経済産業部商工観光課長	佐 藤 瑞 穂 君
経済産業部農林水産課長	
兼農業委員会事務局長	佐 藤 真 文 君
都 市 開 発 部 長	福 島 俊 君
都市開発部都市整備課長	加 藤 智 大 君
都市開発部施設管理課長	大和田 浩 史 君
上下水道部長兼上下水道課長	川 口 優 君
会 計 管 理 者	千 田 耕 也 君
会 計 課 長	大 枝 大 将 君
教 育 部 長	阿 部 昭 博 君
教育部教育総務課長	小野寺 厚 人 君
教育部生涯学習課長兼郷土資料館長	古 澤 晃 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
保健福祉部地域福祉課補佐	
兼障がい福祉係長	千 葉 暁 子 君
保健福祉部地域福祉課	
介 護 福 祉 係 長	八 巻 梓 君
上下水道部上下水道課	
経 営 係 長	佐 藤 園 華 君
保健福祉部地域福祉課補佐	
兼福祉総務係長	櫻 井 貴 徳 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	太 田 健 二 君
---------	-----------

主 査 鈴木 則 昭 君
主 事 斉 藤 杏 太 君

議 事 日 程 （第2日）

令和8年3月4日（水曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 2号 専決処分の報告書について
- 第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 4号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7号 旅費の支給に係る関係条例の整備に関する条例
- 第 8 議案第 8号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 令和7年度利府町一般会計補正予算
- 第13 議案第13号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第15号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 議案第16号 令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第17 議案第17号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算
- 第18 議案第18号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第19 議案第26号 工事請負変更契約の締結について
- 第20 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 第21 議案第19号 令和8年度利府町一般会計予算
 - 第22 議案第20号 令和8年度利府町国民健康保険特別会計予算
 - 第23 議案第21号 令和8年度利府町介護保険特別会計予算
 - 第24 議案第22号 令和8年度利府町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第25 議案第23号 令和8年度利府町町営墓地特別会計予算
 - 第26 議案第24号 令和8年度利府町水道事業会計予算
 - 第27 議案第25号 令和8年度利府町下水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（永野 渉君） おはようございます。

ただいまから令和8年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野 渉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番 鈴木忠美君、15番 羽川喜富君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（永野 渉君） 日程第2、報告第2号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それではまず、くぼみにはまったということなので、そのくぼみの大きさは、どのぐらいのものなんですか。くぼみという表現なんで、穴なのか、くぼみなのか。どこを損傷したのかと、この辺を教えてください。あと、その事故の状況。

それと、年一、二回、こういった案件が出てくるんですけども、その場合の損害認定の出し方、やり方です。一般の交通事故であれば警察が立ち会って、事故証明とか、そういうものを出して、保険会社がそれを認めるという形なんだけれども、こういった場合はこういった形でその認定を行っているのかということですね。

というのは、この場合、恐らく走行中に、このくぼみにはまって損傷したと思うんですけども、これを証明する人っているのかなと思うんです。だから、その証明の仕方、その辺の説明願います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

まず、くぼみの大きさですけれども、深さが10センチぐらいのくぼみです。そこに車が入り

まして、ちょっとはねてしまったということになっています。

事故の損傷の内容ですけれども、オイルパンの損傷とマフラーのへこみとなっております。

あと保険の算定なんですけれども、町でお願いしている保険屋さんのほうに、事故の状況等を町の職員が報告しまして、この状況内容から、まず保険屋さんのほうで保険の算定をさせていただいております。

また、今回の事故に関しましては、事故の車両のドライブレコーダーの記録が残っておりますので、それを保険屋さんのほうにも提供しまして、内容を算定させていただいております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） くぼみが、深さ大体10センチということなんだけれども、大きさはどのぐらいなんですか。オイルパンとマフラーが損傷しているということは、相当がくつとなっている形ですね。まず大きさ、面積というようなものを教えていただきたいのと、ということは、警察は立ち会っていないくて、ドライブレコーダーの内容を見て、保険会社がそれで了解したということでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁。施設管理課長。

○施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

くぼみの大きさですけれども、直径が約50センチから60センチくらい、タイヤがちょうど入るくらいです。

ドライブレコーダーの内容と、本人の口頭での聞き取りの現場の状況を踏まえて、保険屋で算定した内容を相手方にも伝えて、交渉の上、今回の示談に至ったということになっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 分かりました。そのくぼみ、直径五、六十センチの深さ、10センチのものとしては、補修は済んでいますか。

それと、年一、二回こういう案件が出てくるんだけど、これに関して道路に対してもちょっと、ちゃんと見回りというか、ちゃんとその辺は捕捉しているのかなというのが、ちょっと不安になります。その辺の説明をお願いします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（大和田浩史君） 補修につきましては、今回の事故に関しましては夜間の事故でありましたので、翌日早々に応急修理をしまして、穴といたしますか、くぼみの解消はしております。

また、このような事故に関しましては、日頃から職員であったり、作業員のほうで道路パトロール等を行っております、そういったものを発見次第、すぐに早急に修繕するようしております。

また、ホームページやアプリなどで、一般の方から道路の損傷とか、異常が発見された場合に通報を受けるシステムも取っております、こちらを受入れ次第、すぐ現場の確認を行って補修等を実施しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか質問ありませんか。11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 今回の事故に関しまして、ちょっとやはり町の道路の管理の在り方というものが問われているものだと思います。

それで、道路のパトロールをやっているということですが、もっと広い目で見るといふところに重点を置けば、ポイントを置けば、例えばなかなか職員だけでは回り切れない部分もありますし、アプリで通報してもらおうというシステムもあるんでしょうけれども、行政区長にも、そういうことをお願いして、もう少し目を多くして、道路の管理をして対応していくほうがよいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

すみません、町内会等々からも異常の発見あった場合は、御連絡を受けている場合もあります。また、今後、そういったものをもう少し町内会を通して周知したりしながら、早期発見・早期補修できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） よろしいですか。そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） それでは、質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第2号専決処分の報告についての報告を終わります。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（永野 渉君） 日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第4号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（永野 渉君） 日程第4、議案第4号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） ありがとうございます。

条例改正については賛成であります、2点お伺いします。

1点目は、条例改正の概要のところ、ページでいうと、条例改正の概要のところ、（1）で、期末勤勉手当の支給率を年額、年トータルでは変わらないけれども、冬から、12月から6月に若干移したと。それで平準化したということなんですが、この平準化は何でこういうふうにするのか、背景事情についてお伺いします。単に、国家公務員がそうしたからという話でなく、背景事情について教えていただきたいと思えます。

それから、（3）通勤手当の改定について、多分これまで通勤に関わる駐車場料金、費用を支給されていなかったのかなと思うんですが、今回1か月当たり5,000円を上限に、駐車場料金

を相当額として支給するとあります。これは該当するのは、例えば町の職員が町営駐車場に車を止めて県庁に出向するために駐車場料金がかかる、そういった、どっちかというとまれなケースを想定しているものなのか、あるいはそこに職員駐車場がありますけれども、そもそもこれまで、それは前提が有料だったんだけど、その相当額を今回支給することにしたというものなのか、その点、教えていただきたいと思います。

○議長（永野 渉君） それでは、当局答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（和田あずみ君） お答えいたします。

まず、平準化に当たってですけれども、今回の改正というのが令和7年の人事院勧告に基づいて行っております。令和7年度の期末勤勉手当、人事院勧告に基づきまして12月定例会において改正しておりますけれども、時期がこの時期になりますので、年間での増加率というものを全て12月で変更しているものでございます。

これを翌年度からは、給料の平準化という、給料というか、手当の収入に関して平準化されるように、6月と12月に振り分けて、年間通しての額は変わらずという、率は変わらずという扱いとなっております。

もう一点の駐車場の料金に関してですけれども、通勤に伴って発生する駐車場料金、通勤に必要な料金ということになりますので、役場周辺で駐車場を借りて、通勤のために借りて発生しているものは対象となってございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 通勤手当についてのみお伺いします。

現状はその役場の職員駐車場は無料なんですね。有料なんですか。その有料部分を今回補填すると、支給するという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（和田あずみ君） お答えいたします。

職員駐車場は有料で借り受けておりますので、その分を、5,000円を上限に支給するという形になっております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） すみません、しつこくて申し訳ないんですけども、職員駐車場に職員

が止めるといったときに、今幾ら支払っているのでしょうか。

それから、職員駐車場に収まり切れない、入り切れない職員の所用もあるのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 2点、当局答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（和田あずみ君） お答えいたします。

月当たり3,000円を負担しております。現在、そこを利用できていない職員というのはおりません。

○議長（永野 渉君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第4号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（永野 渉君） 日程第5、議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（永野 渉君） 日程第6、議案第6号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 2点お伺いしたいというふうに思います。

頂いております関係資料のところの条例の概要のところ、1点目は、外国からの入国初年度に必要なに応じて前倒し納入させる取組というふうに書いてあるんですけども、これは具体的にどういうことを言っているのか、想定しているのか、お聞きしたいというふうに思います。

2点目、子ども・子育て支援納付金の追加分の引上げについてですけども、これは国の全世代型社会保障の政策の一環であるというふうに思いますが、少子化の中で、子育て支援は国の重要な施策であるはずですけども、全世代に負担されるものではなくて、本来、国が別予算で確保すべきものと私たちは考えております。

令和6年度の1世帯当たりの調整額、町の国保の調整額は18万3,663円でしたけれども、今回の改定での子育て支援納付金は、町が町民用に説明しているモデル世帯があると思うんですけども、このモデル世帯で、1世帯どのぐらい引上げになるのか、その試算をお伺いしたいというふうに思います。

以上2点お願いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。町民課長。

○町民課長（吉田雄一君） お答えいたします。

まず、1つ目の御質問でございますけれども、これにつきましては、外国からの初年度の入国者の適切な納付に資するため、必要なに応じて通常の納付金から前倒しをさせることで、未然に保険料の徴収漏れを予防するため、そういった趣旨のため、こちらの条例改正となっております。

ます。

2点目につきましては、町の試算モデルの中で、4人家族、お子様2人の年収400万円の世帯でございますと、1万700円程度の負担増ということで、1万です。今のところ試算しております。

以上でございます。

70議長（永野 渉君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ちょっと最後のほうが聞こえなかった。1万300円とおっしゃったんですか。（「700円です」の声あり）

では、1点目のところ、外国人の前倒しなんですけれども、例えば4月に来た方に関しては、初めて入国して来た方に関しては、前倒しという意味では、どういうふうになるんですか。通常だと次の月から徴収を始めるという、4月をと思うんですけれども、そこら辺のイメージとしては、どういうふうなイメージで捉えたらよろしいでしょうか。前倒しというのが、ちょっと分からなかったのです。

あと2点目ですけれども、これはこども家庭庁の試算で、子ども・子育て支援金、医療保険の全制度に令和10年度まで毎年引上げが試算されています。資料も出ていますけれども、この点についてということは、毎年ここは改定しなければいけないということになるのでしょうか。大体どのぐらいの試算でいくのか。国のこども家庭庁さんだと100円ずつぐらい上がっていくという形になっているんですけれども、月100円ずつ、毎年どのぐらいずつ上がっていくように想定しているのかというのを、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（永野 渉君） 以上2点、当局答弁願います。税務課長。

○税務課長（高橋活博君） お答えいたします。

国保税の賦課関係だと思えますけれども、外国の方が利府町に入ってくる。通常は、前年度の収入によって、国保税賦課が決まりますけれども、外国から入ってきて、日本の収入はほとんどゼロなので、その状況を一応確認いたしまして、収入がない状態で賦課を、税金をかけていくわけです。

通常であれば10回に分けて徴収していくわけでございますけれども、前納である場合については、一括でもらえるということになってございますので、転入された賦課が翌々月に、その分を払っていただけるのであれば、その分を請求して納付してもらうという流れになってございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 町民課長。

○町民課長（吉田雄一君） 2点目の御質問にお答えいたします。

ただいま金萬議員のほうから御質問あったとおりでございます。例年、おそらくは改正が必要になってまいります。現在おっしゃったとおり国のほうの資料にもございます年間、月100円ほどの、これから負担のほうを年々増していくということで、もう既に見込みが出ております。

こちらの子ども・子育て政策のために、令和10年までに1兆円規模の保険税からの資金の提供というか、そういったことを国のほうでも見込んでおりますので、例年やはり改正のほうが必要になってくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点目なんですけれども、大体、何となく分かったんですけれども、これは例えば日本に来て、全く収入がないところから始まるわけですから、日本で働こうと思うんですね。なので、強制ではないんですよ、要するに支払えれば払ってくださいという形のものなんですかということと、2点目に関しては、そうすると確認なんですけれども、毎年条例が改定されるということで、その都度、町としての試算を出して、条例改定ということになるということですよ。

その間に、例えば10年度までの間に、もともとの国保税率を上げなければいけないという、今からちょっと申し訳ないんですけれども、かなり国保財政が厳しいので、県統一のこともあるので、想定して国保税率そのものも上げることにものなることもあると思うんですけれども、そうすると結構、上がり方があると思うんですけれども、税率そのものも上げる予定は、今後あるのか、15年までに統一なんですけれども、あるのかというのを1点お聞きしたいと思います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。税務課長。

○税務課長（高橋活博君） お答えいたします。

条例改正の中にただし書規定を設けておまして、要は外国の方が来た、一括どうですかとお尋ねになったときに、経済的にちょっと無理な場合、あと世帯人数によって高くなってくる場合とか、高額になる場合がございますので、そういうのを一応確認しながら、支払えるかど

うか確認して、支払えない場合は通常の流れで、分割で払ってもらおうとか、そういう流れで考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 2点目、町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

保険税の税率の改正につきましては、子ども・子育て支援金が毎年上がっていくという想定をされております。ただ医療費、そのほかの後期高齢の支援分、介護の支援分、そういったものも勘案しながら、国のほうから県のほうに通知が来て、宮城県で幾らですというのが決まります。

その中で、利府町は幾らですよということで、県のほうからその金額が示されますので、その金額を見て基金の状況等も勘案しながら、全体的なところで税率改正のほうについては、その都度検討しながら、それは毎年になる可能性もございます。ただ、納付金の金額によって変わってくることもございますので、その時点での基金の状況等も勘案しながら、条例改正については検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 外国人の国保料の前倒しのことなんですけれども、まずそもそも、町内で国保に加入されている外国人の方というのは大体何人ぐらいいらっしゃるのかということと、あと、全国的には国保料を滞納されている方も多いのかもしれないんですけれども、利府町の外国人の方の国保料の納付の状況については、町としてはどういうふうに把握しているのか。まずその2点伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁。税務課長。

○税務課長（高橋活博君） お答え申し上げます。

今年度、在留外国人の人数が21名になってございます。納付金遅れの方が2名になってございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 町内の外国人で国保に加入されている方って、割と少ないなというふうに思いますし、町内で働いている外国人の方は国保だけではなくて、会社の保険にも恐らく多

くの人が多分入っているのかなというふうに思いますが、そっちはそっちでいいんですけども、国保の問題だけで言えば、この21名のうちに、この年度の途中で、今回新しく前倒しというのか、早めに徴収することになるわけですけども、令和7年度だけをちょっと見るしかないと思うんですけども、実際年度途中で、年度途中といっても、これは1月から多分4月までに加入された方だと思うんですね。5月から加入された方はもう通常の納付になるわけですから、6月からですね。

そういうことで、この制度に該当する方というのはどのくらいいるのかというふうに、その点についてどういうふうに見込んでいるのか、伺います。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。税務課長。

○税務課長（高橋活博君） お答えいたします。

外国籍の方で国保税未納の方は7名おります。まだ期日までに払っていない方が2名、そして今現在、過去の分もございまして、残ってる分が7名でございます。

○議長（永野 渉君） じゃ正確なところ。町民生活部長。答弁願います。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

この制度につきましては、まず、賦課年度の1月1日現在に日本において住民登録をされていない外国人ということになりますので、年度でいらっしゃる方については、毎年通常の納期どおりの納めになります。

今回この制度が出された経緯というのは、よく首都圏とか、日本のほうに短期で入ってきて、すぐ医療費、治療だけ受けてすぐ出国すると、そういった問題があって、1月1日現在、住所も所得状況も確認できない外国人、まず外国人につきましては3か月以上の滞在と住民登録というのが条件になりますので、そういった方々に対して、その状況を勘案して、前期全納制度という形で制度のほうを課税することができるということになりますので、前期の前の期別です。納期が来る前でもって全部を納めるよということになりますので、そういった方々の短期の方々に、すぐ日本を出国するような方々に対しての制度ということで認識していただければ。従来、日本にいらっしゃる方につきましては、従来どおりの課税の方法という形になります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今東京の実態というか、そういうのをお話があって、そういう方のために、こういう新しい制度をつくったということなんですけれども、利府町の場合21名の方が国

保に加入しているわけですが、この制度に該当する人はいないというふうに考えてよろしいのでしょうか、実際には。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

賦課年度の1月1日ですので、例えば令和8年の賦課年度であれば、令和8年1月1日以降に入られた方という、住民登録された方という形になりますので、今の段階ではいらっしゃらないと。今、入国されてる、1月1日以降に入国された方が今回の該当になってくるといふことになります。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） すみません、関連じゃなかったですね。この最初に納付してもらうということですね、制度的なものは。それは例えば普通の一般の我々の国民健康保険は、前年度の年収とか、そういったものを基準に算定するんだけど、外国から来られた方の認定の仕方というのをちょっと教えていただきたいと。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

国民健康保険に加入されている方は、1月1日現在の所得を基にということになります。今回1月1日以降、賦課年度1月1日以降の入国ということになりますので、日本国内で有する所得がないということで、まずそれに対して所得の簡易申告という形で、所得はありませんという形で申告をしていただいて、均等割と平等割の多分計算になってくるといふ思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） ということは、一般的に我々、所得割というのがあるんだけど、所得割は排除した中での均等割とか、そういうだけの算定の仕方になるという理解ですね。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

課税する所得は、日本国内での有する所得は1月1日ないということになりますので、所得割についてはゼロということになります。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 私も条例改正の概要のうちの子育て支援金、これについてお伺いします。

これは、たしか2年ほど前の国会でさんざん議論されて成立したというふうに記憶しております。その際に野党からは、税と言わず、なぜ支援金というんだということで、ステルス増税だと野党がさんざん突っ込んだ記憶があります。それはそれとして、決まった制度なんで、しようがないんですけれども、この支援金の問題点は、全ての健康保険制度に関わる人に、その健康保険料に上乗せして徴収するというところにあります。

例えば、後期高齢者医療保険制度、年金生活をしているようなお年寄りにおいても、後期高齢者の健康保険料に加えて子育て支援金を取るということになるんですが、そこでお伺いします。この子育て支援金を上乗せすることで保険料全体がアップするんですが、びっくりすると思うんですね。丁寧な周知をしないと、なかなか町民の理解が得られないと思います。

先ほどモデルケースということで、夫婦、子供2人、年収400万で1万700円というのは、たしかそう言われたと思うんですけれども、そういうモデルケースだけじゃなくて、国保であれば、複数の年収、あるいは家族形態、そういったモデルケースを複数示して、かつ年金生活者、後期高齢医療保険制度に入っている人、そういった人たちの年金収入が例えば200万とか、夫婦2人、あるいは老人1人、こういった場合において、幾らぐらい上乗せされるんだというような丁寧な周知が必要だと思います。それについてどういうふうにされるのか、御見解を伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。町民課長。

○町民課長（吉田雄一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの条例改正のほう、国民健康保険税条例の改正を可決いただいた後、こちらのほうについては、3月中に周知のほうをしたいというふうに考えております。ただいま浅川議員から言われましたことについても、勘案しつつ、より良き周知なりということで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。最初に反対討論、7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 議案第6号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表しまして反対討論をさせていただきます。

本議案は、国の法改正に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援納付金を、所得割0.28%、18歳以上の均等割1,160円、平等割745円、それぞれ国保税に上乗せして徴収するもので、実質国保料の引上げとなる条例改正です。

令和7年度12月発表の総務省の消費者物価指数は、令和7年1年間の平均で、前年より3.1%上昇し、令和4年以降4年連続で2%を超えました。しかし実質賃金や年金は依然として物価上昇に追いついていません。国保加入者は年金生活者やパートの方が多く、今回の実質引上げは生活をさらに困窮させ、受診抑制による健康悪化にさらに拍車をかけることにつながり、保険料引上げは容認できません。

今回の子ども・子育て支援金は、国が進める全世代型社会保障により全世代の医療保険に上乗せし、応分の負担を求める政策の下に実施されたものであります。そもそも子育て支援は少子化対策としての国の中心的な施策であるはずで、子育て支援は全世代からの負担を求めず、国の予算として別財源で予算措置をするべきものと考えます。

なお、町としては、小学校、中学校の給食費の無料化や、18歳までの医療費無料化、児童生徒の入学時の運動着支給など、子ども・子育てに大きく財源を活用して重点的に取り組んでいるところです。このようなことも考慮して、この全世代型社会保障の政策を含めた保険料の引上げについて、住民の健康と生活を守る立場から問題があることを国に求めていただきたいと考えます。

以上について指摘し、議案第6号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての反対討論といたします。

以上です。

○議長（永野 渉君） 次に、賛成討論。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 議案第6号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、国の制度改正により、令和8年度から開始される子ども・子育て支援納付金に対応し、国民健康保険税に当該区分を設け税率等を定めるものであります。併せて納付の適正化に関わる規定整理を行うものであります。

反対意見として、子ども・子育て支援のために国保税が上がるのはいかかなものか、財源は

国が確保すべきだとの意見があります。この問題意識は理解できます。実際、国の実質負担が生じないと説明するのであれば、歳出改革や、軽減効果の内訳や、達成時期、制度別所得階層別の影響を国民が検証できる形で明確に示すことが不可欠であり、必要に応じた見直しを行うことを国に求める必要があるとも考えます。

その上で、今回の条例改正は、町が独自に徴税体制を決めたというのではなく、国の制度により、国保側に納付金が課される以上、町として国保運営を止めないために必要な条例整備であります。整備を見送れば国保特別会計の運営に支障を来し、結果として町民の医療保険制度の安定性を損ないかねません。

また、本改正では均等割につきまして、18歳未満をゼロ円とするなど、影響を抑える配慮も示されております。国の制度設計書の説明不足などがもしあるのであれば、根拠の明確化と検証の必要性はあると考えます。

今回の議案は、町として必要な制度対応を行う観点から賛成といたします。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第6号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永野 渉君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 旅費の支給に係る関係条例の整備に関する条例

○議長（永野 渉君） 日程第7、議案第7号旅費の支給に係る関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 別表1・2のこの各都道府県別の恐らく限度額だと思うんですけども、この辺の設定の基準というんですかね。どういうものを基本にしてこれを出したのか、その辺

の説明をちょっといただきたいと思います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（和田あずみ君） お答えいたします。

今回の改正につきましては、国の改正を基に、それに準じる形で整理してございますので、こちらの金額も国の基準に準じてございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第7号旅費の支給に係る関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（永野 渉君） 日程第8、議案第8号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点だけ、何回説明概要を読んでもよく理解できないんです。恐らく最低所得控除額が55万から65万に引き上げられたということの影響による令和8年度の介護保険税というのは前年度収入で決まるわけなんですけれども、多分令和8年度の非課税対象者について考慮しなさいということになるのではないかというふうに思うのですが、具体的にちょっと説明いただけますか、その制度の背景も含めてお願いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。介護福祉係長。

○介護福祉係長（八巻 梓君） お答えいたします。

この条例は、令和7年度税制改正により住民税非課税の上限額が上げられたことにより、所得が増えたとしても住民税非課税となる場合があります。しかし収入不足を防ぐため、令和8年度の介護保険料に関しては、住民税課税を算定されることとなりました。そこで令和8年度に限り、市町村の判断により、令和7年度の段階まで保険料を引き下げることができると国から示されました。

今回条例改正を行い、住民税は非課税だが介護保険料に関しては住民税課税と算定され、介護保険料が急激に上がってしまうというのを防ぎ、高齢者の負担を軽減するものとなります。

○議長（永野 渉君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 具体的に、令和7年度の非課税の人はそのまま、税制改正によって令和8年度、本来であったら課税される方に関して、税制改正によって非課税対象になるんだけど、その部分は、非課税として算定していいよということなんですけれども、今の説明でよく分からなかったんですけれども、こういうふうな具体的にこういうことなんだということをお願いしたいと思えます。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長兼地域福祉課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

今、議員がおっしゃっていただいたとおりの内容となります。ちなみに、第1段階であれば1万8,468円という金額を想定しておりますが、これがこちらの所得控除額10万円分上がったことに伴いまして、想定しているのは第6段階まで上がるというふうなことで、7万7,760円というので、約6万円弱上がるということになりますので、こちらのほうの激変緩和策として、町のほうの裁量で行うものとなっております。

○議長（永野 渉君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 理解できました。現在対象者というのは何人ほどいらっしゃるかと試算していますか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長兼地域福祉課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

今こちらのほうで一応算定しているのは、64名程度を想定はしておりますが、本算定は6月以降になりますので、そこで確定をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 実は、私もこの条例改正の内容について、どうも何度読んでも理解でな

かったんで、まさに金萬議員が同じ質問してくれたんで助かったんですけども、その一方で、先ほど保健福祉部長、それから所掌課長が答弁されたこと、それでも何かいま一つ理解しにくいです。なんか、けむに巻かれたような感じがします。分かるような、分からないような。

今後の話にしますけれども、今後こうやって条例改正の可否、賛否を議会に問う以上は、議員が例えば介護保険制度が分からなくても、税制が分からなくても、もっと分かりやすい、分からなくても条例改正の趣旨なり概要が分かるように、図解するなりして、単なる文言だけじゃなくて、図示説明するような努力していただきたいと思うんですね。何となく、難しい表現を使って議会に上程して、賛否を明らかにしろと言われても、なかなか難しいかと思うんです。

今の答弁を聞いても、すっと落ちてこないというか、もう少し今後の話で結構ですから、分かりやすい条例改正の概要に努めていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（永野 渉君） 要望ですね。答弁できますか、当局。保健福祉部長。

○保健福祉部長兼地域福祉課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

確かに内容的に分かりづらいというのがございます。こちらのほうの今回のものに関しまして、税金のほうは、非課税額が上がったことによりまして収入は増えますけれども、介護保険料のほうが増えることによりまして、その増えた分のものが相殺される部分があるということで、こちらを緩和するものでございます。

なお、今お話をいただいた中身についてでございますが、一応ほかの議案と同じように提案のほうはさせていただいているような状況でございますので、詳しい内容を知りたいという場合は、担当課のほうで御説明をさせていただければというふうに考えております。

○議長（永野 渉君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 私は実は社会保険労務士の資格を持っているんで、介護保険制度もある程度分かります。ですけども、普通の議員は、そういう基礎知識もないまま問われて賛成か反対かと言われても、なかなか難しいと思うんです。やっぱり努力してもらいたいと思うんです、当局には。分かりやすい条例改正の概要、図を添付するなりして、そういったことで努力をしていただきたいと思います。分からないものは個別に聞きに来いというスタンスでやっていなくて、全員に共通に分かるように、最初から説明していただきたいと思います。

○議長（永野 渉君） この案件につきましては、要望ということで受けさせていただくということで執行部のほうもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） それでは続けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第8号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

○議長（永野 渉君） 日程第9、議案第9号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） この条例改正においても条例改正の概要のところを読んだところ、先ほどの介護保険条例の改正ほどではないんですけども、いま一つ分かりにくいなというふうに思います。もう少し詳しく説明をしていただきたいんですが。例えば、利用乳幼児の健康診断要件が緩和されたということは分かりましたので、その一方で健康審査の内容が、保育所等の健康診断全部又は一部に相当すると認められるときはとあるんで、多分、保育所等において、春先、4月か5月頃、我々と同じように定期健康診断みたいなのがあって、その診断項目でもう結果が明らかだといったときは、特にその健康診断をもって替えるんで、特に改めて健康診断をしなくていいんだというような趣旨の改正なのかなと思うんですが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（永野 渉君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

先ほど浅川議員がおっしゃった内容のとおりでございますが、私のほうから詳しく御説明さ

せていただきたいと思ひます。

保育所において、定期健診につきましては、学校保健安全法に準じて検査項目が設けられております。その検査項目につきましては、小学生を想定した検査項目となりまして、その準じてという文言は、具体的にどのような検査を示しているのかということが、各自治体から御意見が上がって、国のほうで、その基準条例について、乳幼児であります0歳から2歳について母子保健法で定める低年齢児向けの健康診査に代替するという方向の法の改正でございます。

定期健診が年2回ございますけれども、想定される事案といたしましては、各施設の使用開始時とか定期の健診が受けられなかった、体調等を崩されて受けられなかった方々が、母子保健法に基づく定期健診を受けた結果の、情報の提供を受けることができるなど、または中途、小学生とか義務教育ではございませんので、初めて入る方、3・4か月健診、8・9か月健診等々の健診の結果、それをきちんと代替として施設長のほうで検査項目を省略することができるということが想定されております。

以上です。

○議長（永野 渉君） よろしいですか。要望等もありますが、提案理由の説明の際に、なるべく細かく説明していただけるように、執行部のほうはよろしくお願いいたします。それでは質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第9号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（永野 渉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第10号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○議長（永野 渉君） 日程第10、議案第10号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第10号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例

○議長（永野 渉君） 日程第11、議案第11号利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点だけ。中小全学年の給食費無料化、これを実現できるということは非常に胸を張れるものだというふうに評価をいたしておりますが、1点だけ、国の支援は、1人月5,200円というふうに確認しているんですが、予算で、県の支出が5,668万8,000円というふ

うに出ているんですが、国の全額で、うちは5,200円掛ける何人でこのぐらいの支援が来て、そして、町の支出もあると思うんですけれども、町の支出はどのぐらいなのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず、国の交付金のほうですけれども、国と県を合わせてそれぞれ2分の1ずつ交付されることになっております。一月5,200円ということで、小学生については、の計算になっております。それが十一月分ということでの算定になっているんですけれども、当初予算を算定した時点の人数のほうを掛けて、令和8年度の当初予算のほうは計上しているところですが、令和8年度の当初予算ベースでの計算ですと、町の小学生の一月につきましては、国の交付金が5,200円のところ、利府町のほうでは5,800円くらいを見込んでおりますので、その差額の600円分については、町のほうで一般財源の持ち出しということになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 令和8年度の児童数も含めて、町の持ち出しは1人月600円という話なんですけれども、全体ではどのぐらい持ち出しになるのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

小学生のみのお話でさせていただきますと、人数としては大体1,980人ぐらいの人数で見込んでおります。歳入が1億1,300万ちょっとということになっておりまして、小学校だけの歳出については、大体1億2,500万ぐらいを見込んでおりますので、その差額の一千万かにかつきましては町の持ち出しというふうに考えております。

それとは別に、中学生のほうについては、全て町の持ち出しということになりますので、別途かかってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 私は大体のあれだと、国・県・町のほうで、今中学生と小学生を出していた部分もあると思うので、そうすると、町としては今までどのぐらいの支出の中で、町とし

ては軽減になるのか、持ち出しが多くなるわけじゃないと思うんですけども、どのぐらい軽減になりますか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

食材費の物価高騰という部分もありますので、なかなか一概に比較するのは難しいところではございますけれども、令和8年度の当初予算でいうと、予算書上のお話ですが、一般財源の歳出については8,800万ということになっております。

令和7年度につきましては1億1,300万、これは当初予算のあくまでも一般財源の欄に掲載させていただいている金額になりますけれども、令和7年度の当初予算ベースですが、1億1,379万4,000円で、令和8年度についてが8,800万ちょっとということがございますので、昨年度と比べれば、予算のベースで言えばですけども、2,600万円くらいは減になっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 今回のこの対象者を、今までの町で行っていた無償化の方と同じ考えで行うものなのか、まずお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず、国の事業の考え方として、小学校のほうにつきましては、その住民か住民じゃないかということではございませんで、あくまでも公立学校の設置者に対して在籍児童数に応じて補助をもらうという制度になっております。一方、中学校のほうにつきましては、これまでどおり利府町民向けの補助というか、無料化というような制度設計になっております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） そうすると、国のほうはこの設置者ということで生徒数に来るということは、今までの町の考え方と変わる部分が出てくると思います。今までは不登校の子である方たちには補助はしていないところであります。その部分の考え方をどのように整理なさったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

小学生のほうにつきましては、あくまで在籍児童数に応じた補助となっております。ただ中学生のほうにつきましては、利府町民の方向けの免除ということになっておりまして、不登校のほうにつきましては、基本的に今までと、中学生のほうにつきましては、これまでと同じように考えておりますが、小学生のほうにつきましては、すみません、ちょっと国のほうの交付金をもう一度確認してみたいと思いますけれども、不登校であるか、不登校でないかにかかわらず、国の交付金は交付されるものだと思いますので、この部分も含まれているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） システム上、難しい部分もあるかもしれませんが、十符ルームに通っている子たちも、生徒数にまさしく入っているかと思えます。学校に来られない子もそうですけれども、まずは、その部分でいくと給食費というふうな部分で、ひとしくというふうな考えでは、十符ルームも給食センターから遠いというわけではありませんので、そのような配慮も今回一緒に考えていただけないものなのか、お願いしたい部分と、やはり今お答えいただいたように、国から指針が出ていると思いますので、その辺の対応を明確にさせていただけたらというふうに考えております。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

国の交付金のほうにつきましては、あくまで保護者向けの支援というよりも、保護者に対する給付ということではなくて、子育て支援に取り組む自治体への支援ということがまず前提であるというところでございます。

十符ルームのほうの給食というお話だったんですけれども、今ここでちょっとできる、できないというのはお答えしにくいのですが、すみません、これまでどおりなかなかちょっと難しいのかなというふうに、今のところは考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。3番 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 給食のことで、現場でアレルギーの子供とか、それから牛乳は飲まないというような個別の対応を取っているお子さんがいるかと思うんですけれども、そういった子

供たち、またはそういった場合の御家庭に対してはどのような対応になるか、お伺いします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず、アレルギーのほうにつきましては、今も代替食としてお弁当をお持ちいただいている方については、この条例とは別に補助事業として、中学生については補助をしていると。今は小学校6年生と中学校3学年の方には、アレルギーの代替食としてお弁当とかをお持ちの方については、町の基準額に基づいた補助をしているというところでございます。

あと、牛乳のほうにつきましては、お申出、診断書等をお持ちで申出いただいた方については、麦茶のほうを代替として提供しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 条例改正の概要のところ、最後の一文で、手続を簡素化するというふうにあります。その手続の簡素化というのは何なんだろうということで、条例本文、新旧対比のあれを見たところ、従来は免除申請、申請手続が必要だったと。もう今後必要ないということが分かったんですが、ただ、新たな条例の該当箇所に、町長は前項の規定による免除に関し、必要があると認めるときは云々とあります。

もう全学年、小中全学年が免除の対象になっているわけで、町長が免除に関し、必要があると認めるときはというのは、どういうケースを想定してのことなのか。私なりに思ったのは、そもそもこのただし書みたいなやつは、第2項は要らないんじゃないかなと思ったんですが、その辺、答弁をお願いします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず、この条例のほうにつきましては、これまで保護者が負担するとされている学校給食費を免除しますということで、債権の放棄とか、そういったことに該当する可能性があるということで、議決が必要になってしまうということで、あらかじめ条例で制定して免除をしていたというところでございます。

今回の改正の中で、御質問にありましたのが、今のところ学校給食費の関係で何かいろいろ保護者の方から提出していただく書類等については、教育委員会の規則等で定めているものがございますので、そういったものを想定して、こういった規定を残しているというところござ

ざいます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 現行では免除申請を、例えば、現在小学校6年生と、それから中学校3学年が町の施策によって無償化になっています。そういう状況において、小学校1から5年生に該当する親が、何らかの事情によって免除を必要とするといったときは、免除申請を出すというのが現行の決まりだと思うんですね。

来年度からは全学年が、国と町の制度によって無償化するわけなので、何らかの申請手続きあるいはそれを補足する資料の提出とか、そういうのを求める必要性がまずないのではないかなと思うんですが、この第2項がある理由についてもう少し教えていただきたいと思います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

確かにおっしゃるように、この免除の申請の手続きにつきましては不要になるというふうに考えておりますけれども、今ちょっと具体例が申し上げられなくて申し訳ございませんが、何らかの手続きが出てきた場合において、この条項を残しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） もう一度申し上げますけれども、来年度からは全学年が無料化になって、特に免除とか、そういう手続を取る必要もない、証拠書類を出す必要もないということだと思うんですね。となれば、そもそも町長は前項の規定による免除に関し、必要があると認めるときはという、そういう条件は起こり得ないのではないかなと思うんです。小野寺課長がおっしゃった、今後何か必要があるときに備えてというのであれば、そのときまたあとは条例改正をすればいいのではないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

すみません、ちょっと細かいやり取りにつきましてはですが、例えばですが、区域外就学、利府町の方がほかの自治体に通われるとか、ほかの市民、ほかの自治体にお住まいの方が、何らかの事情で利府町に通う、そういったケースも想定されますので、そういったやり取りが、何らか生じる可能性があるというふうに考えております。

といいますのも、各自治体において、国の交付金が先ほどは基準額が決まっております、それから足が出る部分が、どこの自治体でも生じてくるのではないかなと思うんですが、その分につきましては補助するとか、しないとか、そういったことについては、自治体ごとの判断になってきますので、そういったケースで、もしかしたら何か出てくるのではないかということと考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第11号利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 令和7年度利府町一般会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第12、議案第12号令和7年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、ただちに質疑を行います。質疑は、歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は、1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には、一巡した後にお願いします。

また、質疑は重複しないように、関連質疑で対応願います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 2点お願いします。

31ページ、2款6項1目7節報償費、地域力創造アドバイザー謝礼の減額理由は何でしょう

か。

もう一つ、34ページ、3款1項2目18節のセカンドライフ応援事業について、100万円の減というふうになっていますが、たしか5万円を上限として、新しい習い事等の月謝などというところで行ったものかと思いますが、こちらの実施された人数、それから、ほとんどの場合5万円上限でということであれば、大体20名ぐらいがこれを活用されたのかなというふうに思うのですが、この実施の内容についてお伺いします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。秘書政策課長。

○秘書政策課長（千葉友弥君） それでは、1点目についてお答えいたします。

当初につきましては、このアドバイザーの方については月15日程度の活動を見込んでおりました。ただし、その後月日がたつにつれて、月大体10日以下の活動を行ったものですから、今回こういった減額となっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 健康推進課長。

○健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

こちらのセカンドライフ応援事業につきましては、10月から開始しているものなのですが、こちらにつきましては、当初40名の申請者の5万円を上限にということで試算のほうをしておりましたが、まだ申込みの期限は3月13日まで期限はあるんですが、今現在15名の申請の方がいらっしゃっております。

そのうち5万円の上限まで達している方というのは、今現在お一人だけで、大体平均すると、受講料とか、あと教室の参加料ということだと、5万円までに満たない方がほとんどということもありまして、その分、実績見込みを勘案して減額しているものでございます。

○議長（永野 渉君） 3番 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） では、質問させていただきます。

減額の理由が月15回の予定が、今回以下だったというようなことで減額ということになりますね。アドバイザーの中身は具体的にどういう内容に対して、どんなアドバイスまたは研修の設定とかがあったのかというのを、内容についてで、そのアドバイザーを活用したことの効果、できれば具体的な効果や評価についてお伺いします。

それからセカンドライフ応援事業については、今のところ15名の方の申請利用があったということなんですけれども、まだまだ申請はこれからまた、次年度に向けてということを進めて

いくかと思えます。

こちらの申請者の、例えば申請の手续とか、そういったものが煩雑だとか、そういった声はないのか、またはまだまだこういった事業があるということを知らない方が多いということであれば、その周知方法について今後どのような展開をしていくかということで、今回の40名を予定していたところの15名ということについての評価をどのようにしたのかということをお伺いします。

○議長（永野 渉君） 1点目、秘書政策課長。

○秘書政策課長（千葉友弥君） お答えいたします。

まず、地域力創造アドバイザーですけれども、地域おこし協力隊の活動に対してアドバイスをいただいている方です。こちらは国の制度のほうを活用させていただいております。

より具体的にというところなんですけれども、地域おこし協力隊が活動するにあたって、そういった民間でそもそもこれまで活躍されてきたアドバイザーの方ですので、そういったノウハウですとか、そういったものを基に、いろいろな場面でアドバイスをいただいております。

効果のほうにつきましては、これまでもいろんな方からアドバイスをいただきながら、地域おこし協力隊活動はしているところなんですけれども、より知見の高いアドバイザーからアドバイスを受けることによって、より質の高い活動につながっているんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 2点目、健康推進課長。

○健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

こちらの周知につきましては、チラシ等を使って、各種団体、あとシルバー人材センターや、あと老人クラブ、あと介護教室とかに参加している方、そういった方たちにもチラシを配布して周知もしておりました。

また、広報紙やホームページのほうでも積極的に周知のほうはしていたんですが、今回40名まで届かなかったという現状がございますので、次年度も引き続き積極的に周知活動のほうは行っていきたいと考えております。

既に実績報告として申請を上げていただいた方たちには、アンケート調査というのも実施しております。申請手続の何か不便なところなかったかとか、そういった項目もあるんですが、皆さんそちらに対しては特に、申請手続も簡単で問題なくできましたという回答をいただ

いておりますので、申請手続が複雑ということではないのかなというふうには判断しております。

○議長（永野 渉君） 3番 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） では、地域力創造アドバイザーについてなんですけれども、地域おこし協力隊の方々へのアドバイスということなんですけど、結構人数がおりますが、何人ぐらいの人たちに、どういった関わりが持てるのかということ、もう少し数人なのか、それとも全体を通して結構な人数にいろんな視点でアドバイスをしていただいているのか、ちょっとその辺の、何ていうんでしょうか、アドバイスの質とか、そういったものがちょっと見えてこないの、そういったところがなんか分かるような事例をお伺いしたいなと思います。質の高いということでは表現されておりますけれども、具体的に何がどうなったという変貌とか、結果、数字みたいなもので、例えば商品開発したものの売上げが上がったとかというような形の何か質の高さが分かるものを、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それから、セカンドライフ応援事業に関しましては、アンケート調査を行って今後発表というようなことをちょっと今お話がありましたので、発表、報告があるということでしたので、よく交流館、庁舎内の交流館のほうでどういう活動、どういう補助で、どんな活動を行ったかなんていうことを発表している場面があるかと思うので、こういった取組でこんな習い事、新しい活動を始めましたというようなことを、何か発表する機会などはないかということ。

それともう一つなんですけど、こちらは1人につき1回の申請という形になるのでしょうか。例えば違う習い事、新しいことを始めたいと言った場合に、再申請というのは可能なのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 2点、1点目、秘書政策課長。

○秘書政策課長（千葉友弥君） お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の誰にどこなんすけれども、一応全員にアドバイスというところではあるんですけど、キッチンカーを今進めてる方が3名いらっしゃるんですけど、そのうちの2名のほうに主にアドバイスをいただいているというところです。

その中で、そういったところというところであれば、例えば商品開発の部分で言えばですけど、ワカメうどんですとか、あとはワカメを使った地場産品を使った焼きそばの開発であったり、そういったところのアドバイスをいただいております。

なお、その後、アドバイスをいただいた後ですけども、売上げのほうももちろん上がって

いっているところでもございます。

あとは、昨年度ですか、CM大賞のほうにもアドバイス、CM大賞を作成した際に、地域おこし協力隊のほうも少し携わったんですけれども、そのところにもアドバイスをいただいている内容がありまして、CM大賞でも賞を頂いているところがございますので、そういったところの質がどんどん高まってきたのかなというところで認識しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 2点目、健康推進課長。

○健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

まず、こちらのセカンドライフ応援事業なんですが、議員さんおっしゃるとおり新たな資格や新たな趣味を拡大して、セカンドライフを充実させるということが目的なので、例えば使った資格とかを、何かで公表するという事は考えてはいないんですが、ただ次年度のチラシには、令和7年度はこういう資格とか、教室に参加した方がいらっしゃいますということは、チラシのほうには掲載したいなどは考えております。

こちらの申請の回数なんですが、お一人2回まで申請が可能となっております。ただ、申請できるのは、年に1回のみで合計で通算して2回まで申請ができるものとなっております。上限の金額につきましても、1回当たり2万円が上限になりますので、2回申請していただくということになれば、合計で10万円を助成するということになります。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほかございませんか。

再度申し上げますが、質疑に関しては分かりやすく簡潔に行ってください。

それでは、11番 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 2点質問いたします。

まず、7ページ。第4表部活動地域展開制整備業務事業、令和8年度649万6,000円とあります。令和10年の部活動地域展開に向け鋭意努力していることと思っておりますけれども、本町の場合、教育環境整備検討会を設置して進めていると伺っております。具体的にどのようなことを行っているかということをお伺いします。

2点目、53ページ。

10款4項5目委託料1,158万円、指定管理業務委託料が減額になった理由について伺います。

○議長（永野 渉君） 1点目、教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

部活動の地域展開関係でございますけれども、議員おっしゃるように、令和10年度に向けて、慎重に進めているというところでございます。先ほどおっしゃいました教育環境整備検討委員会、令和6年度開催いたしまして今年度も遅くなったんですが、今月開催する予定となっております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 2点目、生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（古澤晃一君） 委託料ですね。こちらの御質問にお答えいたします。

指定管理業務委託料ということで、こちらはリフノスのほうの指定管理料なんですけれども、協定を結んだ額と、それから予算額との差額ということで、減額しているということでございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 環境整備検討会でやっているということなんですが、具体的にどのような中身で検討しているのかということと、あとこの649万6,000円について、どのような内訳で使っているかということをお示してください。

2点目については、減額になっているということは、今後このような傾向が続くのか、次年度以降どういう見込みを取っているかということをお示してください。

○議長（永野 渉君） 1点目、教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず、1点目の部活動の関係でございますけれども、教育環境整備検討委員会のほうでは、こういった形で国・県のガイドラインが出ておりますので、町もそれに倣って進めていきたいということでの説明をしております。

あと、こちらの事業の中身でございますけれども、今年度は補正予算で計上いたしました各中学校でも1つか、2つぐらいずつ部活動に協力をもらって、実証事業、民間の方を土曜日の部活動を地域クラブ活動として行うということで、民間の方を派遣して行う実証事業を行っております。

今年度に引き続き次年度も、できれば4月からやりたいなということで、今回債務負担行為

の設定をしております。来年度につきましては、今年度行った実証事業、できれば同じ部活動を引き続いてできればいいのかなというところと、さらに年度途中から対象部活動を増やして、土曜日の地域クラブ活動として実施できればいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 2点目、生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（古澤晃一君） こちらのほうの減額、指定管理料の減額ですけれども、今後もこのような状況になるのかということですが、この辺は、相手方の指定管理者、その辺と人件費等の絡みもありますので、しっかりと協議して金額も大きいですから、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 部活動の地域展開については、いろいろな問題点がもう言われてきております。例えば指導者の確保とか、受皿となる組織、そして父兄に対する負担というものもあると思いますけれども、実証実験というか、実証段階において、そこら辺の問題点等も把握されて進められているのか、伺います。

あと2点目については結構です。

○議長（永野 渉君） それでは、教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

今年度の実証事業につきましては、ただいま業者さんを含めて保護者の皆様、生徒からのアンケートを今まさに集計中というところでございます。

指導者の確保につきましては、今回、民間事業者のほうに実証事業を委託しておりますので、そちらのほうで探していただいているというところでございます。

受皿の組織のほうにつきましては、いずれはスポーツ分野のほうにつきましては、町部局のスポーツ振興課さんのほうと調整しながら進めていくべきかなというふうに考えております。

あと、父兄の負担のほうにつきましても、実際ほかの自治体さんでも、どのくらいの負担が適正なのかということで、様々な議論があるというふうには聞いております。

今回、保護者向けに令和9年度、10年度、今の小学校4年生、5年生に新たにアンケートを今回取っておりますので、その結果も踏まえながら、今後の進みに生かしていければいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ございませんか。15番 羽川喜富君。

○15番（羽川喜富君） じゃ1点だけ、32ページの12節の委託料の件なんですけれども、プロ野球の2軍戦の補助事業委託とか、卓球教室実施の業務委託、ドリームベースボール関係は、昼食の調理なので大体理解できるんですけれども、あと最後に、文化体験型の武道ツーリズムの企画運営の業務委託料の内容なんですけれども、これが減額になっている理由を教えてください。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

委託料の減額理由になりますけれども、全て契約執行に伴う請差という形になっておりますけれども、理由としましては、関係者、ドリームベースボールであれば選手とか20人ぐらい来ていただいたんですけれども、最終的に最後まで調整がありましたので、そういったところでちょっと減額して昼食料が落ちたとか、あと卓球に関しましては、当初福原 愛さんを講師としてお招きするよう進めていたんですけれども、今回は、けがの治療ということもありまして、そういったことができなくなってしまったといったところでの契約失効に伴う決算、または中止になった部分もありますので、そういった部分でのトータルという形になっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 15番 羽川喜富君。

○15番（羽川喜富君） 今の説明で大体の状況はよく理解できました。今年も4回にわたってプロ野球の楽天戦があると思うんですけれども、ここの運営の補助事業委託の関連の補助の減額的なものはどうなっているのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、毎年委託先でありますまちづくり利府さんのほうと協議いたしまして試合数、それに伴う準備であったりとか打合せ、そういったものを時間数で計算している部分でありますので、その辺は毎年の試合数とか、そういったものによって変わってくる形になります。

以上です。

○15番（羽川喜富君） 分かりました。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。10番 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 私からは1点お伺いします。

7ページ、自殺対策強化事業628万円が債務負担として計上されていますが、この事業内容についてお伺いします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。健康推進課長。

○健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

こちら本町の自殺対策計画なんですけど、平成31年度に策定しまして、来年令和9年3月で計画期間が終了することから、次期計画を策定するための業務委託料と、あと、この自殺対策強化事業の債務負担行為の設定金額の中には、それ以外にもこころの体温計というアプリの導入費用についても、こちらに計上しております。

説明は以上となります。

○議長（永野 渉君） 10番 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） こころの体温計ということですけども、もっと具体的な内容について教えていただきたいです。

それと、利府町の自殺とか、自殺未遂件数というのは結構あるんでしょうか。どのぐらいあるのか、教えてください。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。健康推進課長。

○健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

まず、こころの体温計、こちらのアプリなんですけど、こちらは、パソコンとか携帯電話を使って、御自身のストレスの落ち込み度や、心の状態がチェックできる簡易的なシステムになっております。その結果とともに、今御自身がどういう状態なのか、また御家族がどういう状態なのか、相談機関先だったりとか、あとはセルフケアの方法、そういったものを周知するアプリのほうになっております。

また、自殺対策計画の部分だったんですけど、今本町の自殺者数、こちらは令和3年から横ばいで推移しております。

また、目標としているのが、計画策定の当初の期間の自殺死亡率が10万人当たり16.5%という自殺の現状があったんですけど、こちらは2026年までに、当初よりもおおむね30%以上減少させるという目的で10.0以下にするという目標で、自殺対策のほうを今町のほうとして推進しております。

次期計画の中でも、こちら今まで町のほうで全庁的に取り組んできた自殺対策の取組を評価

しながら、また国の自殺総合対策大綱の基本理念や、今後新たに強化できる事業、そういったものも含めながら、次年度の計画は令和9年から令和13年度までの5年間の計画として、つくっていききたいと考えております。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。1番 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、45ページの8款2項1目道路維持費、14節の工事請負費についてなんですけれども、初日の部長の概要説明で、工事の実施見送りなどで5,700万円の減額ということだったんですけれども、実際、何の工事をこういった理由で見送ることになったのかというのをお聞かせいただければなというのと、あと、53ページの12款1項2目利子、22節利子なんですけれども、これは700万円とちょっと大きい増額補正ということになっているんですが、その上の元金の保証金については5,800万円近くの大きな減額だったんですけれども、この利子だけが大きく増額なった理由について、何か理由ですとか、その計算根拠とかがあれば教えていただきたいなと思います。

以上2点です。

○議長（永野 渉君） 1点目、施設管理課長。

○施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

工事につきましては、記載の横枕線排水ポンプ設備更新工事になります。こちらにつきましては、2度入札に諮ったんですけれども、入札中止になりまして、年度内の工事完成が見込めなくなったことから、本年度の発注を見送ったものであります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 2点目、財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

12款の利子の関係でよろしいでしょうか。

こちらの利子につきましては、令和7年度の当初予算を計上した段階では、利率等については大体1%、0.9%ぐらいで想定している状況でございますが、金利のほうは上がり続けているというところで、2%程度の利子の分として、余裕をもって計上させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 1番 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、利子のほうはありがとうございました。承知いたしました。で

は、その横枕のポンプのところなんですけれども、もともとは老朽化に伴う更新工事ということで、前お話を伺ったんですけれども、8年度当初予算を見ると、先行きがまだ見えないから計上されていないかなということだったんですけれども、老朽化ということもありまして、あそこら辺、畑とかもあるので、そういった、何ていうんでしょう、農作物とかそういった雨水の排水とか、そういうところちょっと、より注意して見ていかなければいけないのかなと思うんですけれども、今後の更新工事の実施の予定とかというのは、引き続きどういう形で進められるのか、お伺いしたいと思います。教えていただければと思います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

今回、中止になったことによりまして、今後、横枕の排水ポンプ、隧道の冠水を防ぐポンプになるんですけれども、周辺の開発等の関係も鑑みながら、改めて修正、その辺も加味した形の修正設計を再度行いまして、その後の工事実施に向けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑は何人いらっしゃいますか。

それでは、昼食のため、ここで休憩いたします。再開は13時とします。

午後0時00分 休 憩

午後0時57分 再 開

○議長（永野 渉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前に、2点ほどお願いを申し上げます。

質疑に当たりましては、なるべく分かりやすく簡潔に行ってください。それから、答弁するほうも同じですが、よろしく願いをします。

それから、声の強弱はあろうかと思えますけれども、なるべく分かりやすく、誰が聞いても分かるような、マイクは通しますけれども、そういったことで気をつけていただきたいと思えます。低い方もいらっしゃるので、ひとつ半音上げて答弁、質問していただきたいと思えます。

それでは質疑は。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、1点お願いします。

40ページ、4款1項7目環境衛生費の中で、18節ゼロカーボンの交付金の減額補正250万ということですが、大体、当初予算から見ると3分の2執行かと思えます。1か月の募集期間だった

んで、もう完璧にこれは決算近いなということで思っていますんで、実績を聞きたいなと思っています。よろしくお願いします。1点。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木健二君） お答え申し上げます。

こちらのみやぎ環境交付金を活用したゼロカーボンチャレンジ事業ということで、省エネ家電の買換え等の補助を行っていたものでございます。件数としましては全体で140件の申請がありまして、執行率でいうと98.6%というところでございます。残額が出ましたので、今回こちらを下ろしているものとなっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 種類がありましたよね。エアコンとか、冷蔵庫とか、蓄電池とか、そういったものはまだ出ていないですか、それが何件あったとか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木健二君） お答え申し上げます。

エアコンが、この買換えが52件、冷蔵庫の買換えが65件、それから冷凍庫が6件、電動式の生ごみ処理機が17件、合計で140件という結果でございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今140件で執行率が98.6%という、これは件数ですよ。金額に対しては恐らく3分の2程度という認識なんですけれども、それで間違いないですよ。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木健二君） お答え申し上げます。

予算が860万程度あったもので、施行が今577万1,000円というところでございます。おっしゃるとおり九十何%という形で執行されているものでございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。4番 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） では、私のほうからお願いいたします。

31ページ、6項1目の12節委託料の地域おこし協力隊支援業務委託料の、これは2つその下の青山地内公共用地除草業務委託料と一緒にありますが、2,484万8,000円の減額のこちらは地域おこし協力隊のほうの減額理由を教えてください。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。秘書政策課長。

○秘書政策課長（千葉友弥君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の支援業務委託料のほうにつきましては、金額的に2,479万9,000円となっております。

減額理由につきましては、当初予算のときに地域おこし協力隊員が15名いたんですけれども、2月末現在で10名減ったものですから、その分で減額になっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、2点お伺いいたします。

1点目、8ページをお願いいたします。

地方債補正で追加、公園整備事業でありますけれども、こちらは一番下の廃止の部分との兼ね合いなのかなと思いますけれども、この辺の説明をお伺いいたします。

それから2点目、47ページをお願いします。

8款4項3目公園管理費がありますが、14節工事請負費の都市公園遊具更新工事の減額1,243万7,000円の減額の理由をお伺いします。

以上です。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。1点目、財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

第5表地方債の関係でございますが、議員御指摘のとおり、今回公園整備事業を追加で1,350万円ということで設定しております。こちらにつきましては、3番の廃止のほうで公共施設等適正管理推進事業債2,020万円を当初計上しておりました。こちらのほうの都市公園の遊具更新の長寿命化対策でございましたので、当初こちらの起債を活用することで検討しておりましたが、国や県との協議によりまして、当該公園の遊具更新事業が補助事業であることから、こちらの公園整備事業の活用が可能であるということで、起債メニューの変更を行うものであります。

限度額2,020万円から1,350万円に減額となっているのは、執行実績によりまして歳出のほうと連動するものにはなりますが、実際のかかった経費に対して借入れを行うために、今回設定額については減額して設定しているところです。

以上です。

○議長（永野 渉君） 2点目、施設管理課長。

○施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

こちらの工事費の減額につきましては、補助交付額の減額、決定された額の減額に合わせて減額したものです。

以上です。

○議長（永野 渉君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、1点目でございますけれども、補助事業であったということでありまして、起債のほうを公園整備事業として、証書借入れまたは証券発行というふうに変えたということでもありますけれども、この内容を、令和6年9月にもこのような形でしていることがありまして、そのときは9月の予算補正だったら分かるんですけども、今回は3月補正というところで、選択肢を残したままこのような形で議会に提案されているというふうなところなんですけれども、その辺に関して、この時点でまだはっきりしていないということでのような起債の方法を選択しているのか、内容をまず伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

こちらの地方債に関しましては、年2回ないしは、国の補正等があった場合は3回の協議の機会がございます。それに合わせまして、今回は最終協議のほうで協議をした段階で、最終的な起債のメニューが決定になりましたので、今回3月補正での提案となったものでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 証書借入れまたは証券発行となっているんですけども、これはどちらかもう決まったということでもよろしいんですか。もし決まったのであれば、その内容と、また金利一応一番多めに見て5%と書いてあると思うんですけども、もう既にその辺も分かっているのであれば、教えてください。

○議長（永野 渉君） 当局答弁。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

起債の方法等については申し訳ありません。この追加の部分の起債の方法というのは、証書借入れまたは証券発行という形で、通例で記載しているところでございますが、証書借入れを予定しております。利率につきましては、今後借入れ先と協議をしてみますので、この予

算が認められた後に協議していきますので、利率は後ほど決定するような形になります。

以上です。

○議長（永野 渉君） ほかに質疑ありませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 1点のみお伺いします。

7ページ、債務負担行為のところですが、一番最後、部活動地域展開体制整備業務事業ということですが、この中身について、どんな事業を体制整備として行うのかということをお伺いしたいと思います。

ちなみに、8年度予算に予算書に部活動地域展開体制整備業務委託料、これは事業名だけで金額は記載がないんですけども、そういうのが載っていますが、それとの関連性も併せてお願いします。

○議長（永野 渉君） 浅川さん、これ小渕さんの先ほどの質問もありました。関連ということで、もう出ていますので、そういったことで今回は答弁してもらいますが。当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

今回の債務負担行為での設定で議案のほうに出させていただいたのは、おっしゃるようにR8年度予算の今おっしゃった委託事業とイコールと考えていただいて結構です。

事業の中身につきましては、体制整備事業というふうに記載はされているんですけども、学校の部活動を休日に行ったときに、どのような問題点があるかなというところで実証事業という形で進めたいというふうに考えております。

民間事業者のほうに委託をして、講師を派遣していただいたり、学校と教育委員会と生徒さんを調整していただいたり、そういった実証事業の経費となっております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 私のほうからは1点、20ページ、20款1項1目のところで、寄附金、一般寄附金、ふるさと応援寄附金が1億9,000万減額になっております。これは経過として一旦10億、昨年10億を予算化して、やっぱり集まらなかったということで8億にして、今回また1億9,000万、来年度のところは7億5,000万ぐらいに、寄附金の予算を減らしているんですけども、この1億9,000万の減額の要因のところは、件数が集まらなかったんだと思うんですけども、そこら辺の要因分析をお願いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

議員さんおっしゃいましたとおり、令和6年度は10億、令和7年度は8億で目標設定をいたしまして、ふるさと応援寄附金の集め方をいろいろやってきたところなんですけれども、令和7年度8億の目標に対しまして、今年度は約6億円の実績であったため、今回減額をするものでございます。

こちらの目標に達しなかった要因ということなんですけれども、それは、いろいろこちらのほうで様々な寄附金を集めるための方策などをいろいろ実施はしてきたところなんです、議員さんのおっしゃる要因というのが、何が減ってとかとそういう分析のところの部分でよろしいでしょうか。分かりました。

こちらのほうの7年度のほうの寄附額の内訳のほうになりますけれども、利府町の寄附額の集めたところでは、返礼品では一番寄附金の中で割合を占めているものが牛タンになります。こちらは全体の約75%を占めているものになります。減った中でもこちらが一番大きくて、前年対比で約7,800万の減になっておりまして、牛タンが減ったところが一番の大きい要因かなというふうに考えております。

こちらの寄附額減少の要因といたしましては、うちの主力商品である牛タンを出す自治体が近年すごく増加しておりまして、そちらの自治体さんで出している返礼品の価格と、利府町で出している牛タンの価格をグラム単位で比較をしますと、大体倍ぐらい利府町のほうが高い感じになっています。

一つの例を申し上げますと、岩手県のある自治体さんのほうでは、グラム当たり約8円で、返礼品で出しているものが、利府町ではグラム当たり15円ぐらいになっているということもありまして、こういったところが大きい要因かなという、単価の低い返礼品に寄附が集まるという傾向が全国的にあるのかなというふうに考えております。

うちのほうといたしましては、価格を下げるにはそれなりの企業さんのほうにも御負担をおかけすることになりますので、安易に価格を下げるということは、なかなかできないので、慎重にいろいろ検討しているところなんですけれども、7年度にお認めをいただきまして予算をつけていただきまして、返礼品の事業者さんに設備投資ですとか、そういったところに補助金をお出しする制度を始めております。

7年度が始まりまして、3月末までに大きい機械ですので、整備が完了するまでに時間がか

かりますので、今年度内には全部設備を設置していただきまして、その成果が8年度以降現れるように、町といたしましても支援をしながら増額に向けてやっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 詳細をありがとうございます。

全体で1億の目標に到達しなかったということなんですけれども、牛タンだけではないと思うんです。全体の件数が減っているのか、金額全体として減っているのか、この経済情勢なので、ふるさと納税を利用する人が少ないか、多いのか、あるいは金額が減っているのかなと思ってはいるんですけれども、そこら辺、件数なのか、金額なのか、あるいは余り変わっていないのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

利府町に関しましては、件数も金額も減っている状態です。前年令和6年度と比較いたしまして、件数が令和6年度は4万件ぐらいの御寄附の件数があります。それに対しまして、令和7年度は3万5,500件ぐらいに減っているものでございます。

それに伴いまして、先ほど申し上げたとおり寄附額も減っているという状況、約1億円くらい減っているものであります。減ったものは、先ほど申し上げました牛タンのところが一番大きいところなんですけど、次が、仙台筆笥のほうも件数と金額が減ってしまして、次に大きいところがお米のほうです。お米のほうも件数と金額が減っている、こちらのほうが大きなものの3つになります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） これは全国的な傾向というのをつかんでいるんでしょうか。全国的にも件数、金額が、例えば件数は変わんないけれども、金額が減っていると、そういうような状況とか、あるいは全体的に減っているのか、あるいは変わっていないけれども、一極集中というか、気仙沼みたいところに集中、そういう一部の自治体に集中しているのかという、そういう全国的な傾向というのは分かりますか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

全国的な傾向といたしましては、拡大の傾向でございます。先ほど議員さんおっしゃったとおり、気仙沼さんですとか、そういったすぐくメディアにも取り上げられているようなところに、いろんな全国的なところが、さらに拡大して寄附が集まっているという傾向にあります。

その要因のほうもうちのほうで分析をしているところなんですけれども、国のルールで頂いた寄附額の半分以上は、自治体のほうにきちんと残しなさいというような、その事務経費、ふるさと納税を集めるために使っている経費は50%を超えてはいけませんというルールがありまして、例えばですけれども、1億円を集めている自治体であれば、5,000万の経費が使えるというふうになりますが、10億を集めている自治体ですと5億を経費で使えるわけなんです。その経費といいますのが、ふるさと納税を集めるためのPR経費が主なものになります。

パンフレットを作ったりですとか、サイトのほうにお金をかけて、PRの画像を載せたりですとか、そういったものでどんどん5,000万と5億を、今例で言いましたけれども単純にそのぐらいの経費をかけられる余力が自治体によって変わってきてまいりますので、多く集めたところは、よりそっちのほうに経費も集められるというのは、言ってしまうとちょっと利府町のほうでは不利なところもありまして、そういった傾向がありますので、繰り返しになりますが、全体として市場は伸びておりまして、たくさん集まっている自治体のほうに、さらにお金が集まるような傾向になっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか。3番 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 今のふるさと寄附金のほうの関連で質問させていただきます。牛タンの商品を出している事業者さんというのは、何件、何社なんだろうということ。それから、昨年度も減額したときに、その対応としてポータルサイトのほうをさらに拡大するとか、それから1回寄附していただいた方に2回ほどDMを発送して、リピートしてもらおうというようなことを対応されたと思うんですが、その効果みたいなものがどのように検証されたのか。

それから、寄附をされた方がこの近くの方々なのか、それとも関東・関西圏とか、違うエリアの方が多いか、そういう全国のエリアごとで、利府町がどういうふうに注目されているのかということ、どのように分析されたか、お伺いします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

まず、1つ目の牛タンを出している会社はというところなんですけれども、有力なところが町内に2つあります。そのほかにもう一つ出しているところはありますが、大きく牛タンで骨組みとしてやっていただいている会社さんは2つになります。

すみません、あと2つ目の御質問をすみません、ちょっと聞き取れなくて分からなかったんですけれども。ポータルサイトと、あとほかの実績についてということなんですけれども、ポータルサイトはもう20近くありますので、そこは前年と比較して大きく伸びているところではないんですが、リピーターへのDMの効果につきましては、こちらのほうで分析をしております、リピーターが年々増えている傾向にあります。申し上げますと、令和5年度につきましては、リピーターが2,700人ぐらいだったんですけれども、令和6年にはそれが4,000人を超えて、令和7年度につきましては4,700人を超える方々がレポートをしていただいて、利府町のほうに寄附を頂いております。

こちらは寄附者数、先ほど申し上げました件数は減っているんですけれども、それに逆行して、リピーターが増えているということなので、こちらとしましても、今後リピーターを伸ばし続けまして、一定の寄附額を確保できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、最後に地域別といいますか、全国のエリアごとの寄附額の割合ということなんですけれども、こちらは関東圏からの寄附額が51%ぐらいを占めておりまして、これは国の全体のふるさと納税の市場の全体と同じような傾向になっておりますので、こちらといたしましても、引き続き関東圏に強くPRをして、こちらを上回るように、件数なども上回るようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか。関連、9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 金萬議員の、このふるさと納税の関連で、私からもお願いします。

先ほどの答弁で、課長の答弁で、コスト、プロモーションにかかる、かけられるコストというのが寄附額の半分以上に納めなければならないということで、5億と1億の自治体の例を出されましたけれども、仮に利府町がだんだんじり貧になりつつあって、ますますプロモーションにお金をかけられないとすれば、また何か知恵を出さなければならないと思うんですね。もう課長以下、商工観光課の方が一生懸命努力されているとは思いますが、先日自治体ワークスという、議員に配られているいろんな市町村の取組事例を扱った雑誌を読んだところ、ある

自治体で、マーケティングにたけたというか、マーケティングを専門とする業者の要員を人材派遣として、企業版ふるさと納税の一環として自治体に招いて、そして業務に携わってもらったと。

その結果、ぐっと寄附額が多くなったというようなことはあるんですが、そういった取組も、もう既に検討されたかと思うんですが、状況はいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

今議員さんがおっしゃられたような企業版ふるさと納税の人材派遣の部分を活用して、マーケティングですとか、ふるさと納税により知識のある人を派遣していただいて、力を入れていたらどうかというお話だったと思うんですけども、そちらは実は令和7年度中にそういったことができないかと思い、こちらとしても考えていたところで、いろんな業者さんに当たってみたところなんですけど、業者さんといたしましても、なかなか優秀な方を外に出すということもなかなか課題も多くて、実現にはまだ至っていないところでございます。

ただ、こちらとしましても、諦めずにいろんな企業さんのほうにアプローチをしまして、そういった専門的な知識を得てアドバイスしていただけるような方が、役場のほうにお勤めいただけるように進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 15番 羽川喜富君、質問は簡潔にお願いいたします。

○15番（羽川喜富君） 1点だけ。16ページの6節の中で、交通空白の解消緊急対策事業費の補助がありますけれども、200万の補助の減額になっていますけれども、この理由づけだけお願いします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木健二君） お答え申し上げます。

こちらの6月補正のときに御説明を若干させていただいておるんですが、同じ金額で補助の組替えを行っておりまして、デジタル田園といわれる、デジ田と言われる補助で、今は交通空白という形でやっているものでございます。

こちらが減額になった理由といたしましては、私たちはその期間中に何とか補助を頂けるように、なるべく早く交付申請を行うんですが、やはり採択されるまで、予定と期間の差が生じてしまいます。

今年度におきましても約2か月くらい採択を保留というか、待っていたという状況がありまして、本来であれば、実際には5か月ぐらいの補助となっております、想定したのは7か月を見越して予算化していたというところの差でございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第12号令和7年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第13、議案第13号令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第13号令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第14、議案第14号令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 3ページの歳出のところ、まずは2款ですね。保険給付費のところが減額、15億減額になっているわけなんですけれども、その中で一番大きいのは介護サービス費です。ここが一番大きな減額になっていて、9ページのところの歳出を見ると、やっぱり介護サービス系がかなり大きく減額をされているんです。

ここの中身、去年、おととしの令和5年、令和6年を見ると、令和5年は3,000万ほど追加されていて、令和6年度に関しては3,000万ほど減額したと、そういうレベルだったんですけれども、特に介護保険が1億2,000万円ほど減額になっているんですけれども、これは介護サービスの件数が減ったということなのかどうか、そこら辺の中身を教えてください。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。介護福祉係長。

○介護福祉係長（八巻 梓君） お答えいたします。

まず、この内容についてなんですけれども、居宅介護サービス等給付費というのは、在宅で要介護の方がサービスを使う料金になります。訪問介護、訪問入浴など、あと通所介護などが含まれます。

あとは、減額しているところの施設介護サービス給付費というのは、老人保健施設、特別養護老人ホームなどに入所される方の給付費となります。

これは、もともとの介護保険の計画に基づきまして、その計画値に基づいて予算を計上していたんですけれども、計画を立てたのが3年ほど前になりますので、その計画値と実績でちょっと乖離が出ているということです。

全体的な傾向としましては、要介護でサービスを使う方は減っておりまして、特に単価の高い施設サービスを使う方が減っていますので、その施設サービスに関しては、もともとの単価が高いので、少し減ると大幅に給付費が減るという状況になっております。

ただ、要支援の割と軽い認定の方は比較的増えている傾向にありますので、そちらのほうは上がってはいるんですけれども、重いほうの認定でサービスを使う方は減少しているという傾

向にあります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） これは多分介護予防対策が功を奏しているかもしれないですけども、通常考えれば、高齢化が進んでいますので、利府町の高齢化率はほかに比べてそんなには高くないにしても、高齢化が進んでいるので、この介護サービスが増えるのかなというふうには普通に考えるとあるんですけども、このサービス利用の抑制というか、控えている部分が出ているのか、あるいは自己負担分がちょっと増えたりしているのか、そこら辺が要因なのか、分からないんですけども、町としてはどういうふうに分けて分析していますか。要介護の人が少ない分サービスが減ってきているというふうな、逆に言えば、介護予防の部分がかかなり増嵩しているのかという部分も含めて、そこら辺の分析があればお願いいたします。

○議長（永野 渉君） 介護福祉係長。

○介護福祉係長（八巻 梓君） お答えいたします。

まず、介護のサービスの抑制についてなんですが、日頃ケアマネジャーさんとか、あと包括支援センターの方々と情報交換などを行っている中では、特に経済的な負担などでサービスを控えているという声は聞かれてはおりません。

あとは、認定を受ける方はやはり要支援とか軽い段階から申請をして、そしてデイサービスなどを利用する方は増えている傾向にあります。ただ、その方がそれほど悪くならず要支援の比較的軽い認定のままとどまっている方が多いという現状がありますので、要支援の方のデイサービスなど、そういったものを早い段階から使うことによって、余り重症にならずに、介護給付をそれほど使わずにいつている傾向なのかなと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 介護サービス申請自体は件数としては余り変わらないんでしょうか、審査というか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。介護福祉係長。

○介護福祉係長（八巻 梓君） お答えいたします。

今ちょっと、はっきりした申請件数の資料は持ち合わせてはいなかったんですけども、65歳以上の方の人口は増えておりますので、申請件数は少しずつ増えております。ただ、認定状

況の内訳を見ますと、比較的軽い認定の方が増えているというのが実情でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。関連、9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 関連質問でお願いします。

一言で言えば、多めに予算を計上してあったんで、補正で結構大きな額が減額になったということでありました。金萬議員のほうの説明で、ひょっとしたらその予防介護が功を奏したんではないかということもありました。そのとおりだと思うんですね。ただ実際に、他の市町村との比較において、利府町は本当にそういう予防介護というか、そういった効果が上がっているのかどうかということを確認したいんですが、利府町における要介護認定者の人数、特に第1号被保険者、65歳以上の被保険者の中における要介護の認定者数は、他市町村と比べて低いのか、高いのか、同等なのか、それで施策の成果が上がっているかどうか分かるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。介護福祉係長。

○介護福祉係長（八巻 梓君） お答えいたします。

すみません、ちょっとはっきり今認定者数のデータは今日持ってこなかったんですけども、利府町の介護認定率というのは、昨年調べたところ15.3%という結果でした。宮城県の平均が19.1%なので、県の平均と比べると利府町の介護認定率は低い状況になっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第14号令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第15、議案第15号令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第15号令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第16、議案第16号令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第16号令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第17、議案第17号令和7年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第17号令和7年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第18、議案第18号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第18号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第26号 工事請負変更契約の締結について

○議長（永野 渉君） 日程第19、議案第26号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 変更契約ということで、この中で残土の件についてお尋ねします。

残土の量が出ているんですけども、量的なものは変更ないんですけども、その運搬距離0.5キロだから500メートルから13キロというふうに変更になっています。その辺の状況をちょっと教えていただけますか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） お答えいたします。

残土処分に関する件ですけれども、工事施工中に周辺住民の方より、仮設ヤード、現場のところに残置しますと、土の荷重によって地下水に影響を受けるという話を受けましたので、もともとは現場のほうに残置する予定だったんですけれども、今回は現場搬出を行うということで、工事のほうを変更しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 分かりました。残土処理、結構場所を探すのも大変な状況だと思うんですけども、それを置いておいて、全体で1,000万の変更になっているんですけども、この残土処理の搬送に要する経費は幾らぐらいでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） お答えいたします。

今回1,260万の変更なんですけれども、残土に関する増額を約1,000万計上しております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第26号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（永野 渉君） 日程第20、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第27号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定しました。

日程第21 議案第19号から

日程第27 議案第25号まで

○議長（永野 渉君） 日程第21、議案第19号令和8年度利府町一般会計予算から日程第27、議案第25号令和8年度利府町下水道会計予算まで一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております議案第19号から議案第25号までの令和8年度各種会計予算について順次御説明申し上げます。

初めに、令和8年度利府町各種会計予算書の1ページをお開きください。

議案第19号令和8年度利府町一般会計予算でございますが、第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を156億8,000万円と定めるものであり、前年度と比較して1億8,000万円、1.1%の減となっております。

令和8年度予算におきましては、総合計画に掲げた計画目標を基本とし、施政方針でお示したとおり、持続可能な行政運営を目指して編成しております。

自主財源である町税につきましては、新たな市街地整備により、固定資産税や個人所得の増加による個人住民税等の増収を見込んでおります。

また、依存財源である地方交付税は、国の地方財政計画に基づき、人件費や物価高への対応経費分の増額を見込んでおります。

さらに、地方消費税交付金や株式等譲渡所得割交付金などにつきましても、日本経済の緩やかな回復基調を背景に、個人消費の拡大や金融市場の活性化による増額を見込んでおります。

一方で、自治体情報システム標準化・共通化事業等の完了による国庫支出金の減額、防災行政無線システム等変更事業の完了による地方債の減額を予定しております。

歳出につきましては、給与改定による人件費の増額や、扶助費等の社会保障関係経費が増加しておりますが、自治体情報システム標準化・共通化事業や防災行政無線システム等更新事業の完了により、物件費や普通建設事業費は減少しております。

なお、令和8年度から部長の裁量により各部の実情に即した持続かつ柔軟な予算執行を可能とし、行政運営の効率化と各部の主体性、自立性を高めることを目的として、部長裁量予算制度を創設し、各部に予算を配分しております。

今後も自主財源の確保に努めるとともに、選択と集中による事業費の圧縮や平準化を図り、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、11ページをお開きください。

議案第20号令和8年度利府町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を32億4,906万4,000円と定めるものであり、前年度と比較して2.5%の増となっております。

増額があった主な理由といたしましては、子ども・子育て支援法に基づく納付金制度が始まるに伴う関連費用の増加によるものであります。

次に、15ページをお開きください。

議案第21号令和8年度利府町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を26億2,698万5,000円と定めるものであり、前年度と比較して0.5%減となっております。

減額となった主な理由といたしましては、介護サービス利用見込み数の減少に伴う介護給付費の減によるものであります。

次に、19ページをお開きください。

議案第22号令和8年度利府町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を5億1,850万5,000円と定めるものであり、前年度と比較して11.2%の増となっております。

増額となった主な理由といたしましては、後期高齢者医療保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、子ども・子育て支援法に基づく納付金制度が施行されたことによるものであります。

次に、23ページをお開きください。

議案第23号令和8年度利府町町営墓地特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,161万8,000円と定めるものであり、前年度と比較して2.1%の増となっております。

増額となった主な理由といたしましては、町営霊園等管理運営基金の定額預金分利子の増額によるものであります。

次に、27ページをお開きください。

議案第24号令和8年度利府町水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、給水収益の減に伴い、前年度と比較して0.4%減の10億5,270万8,000円、支出につきましては減価償却費等の減に伴い、前年度と比較して0.4%減の1億3,900万9,000円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の収入につきましては、企業債の減に伴い前年度と比較して25.4%減の9,839万4,000円、支出につきましては、企業債償還金の減に伴い6.4%減の4億6,423万円を計上しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億6,583万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填することにしております。

次に、31ページをお開きください。

議案第25号令和8年度利府町下水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、他会計補助金の増額に伴い、前年度と比較して0.3%増の12億9,080万7,000円、支出につきましては、減価償却費等の増額に伴い、前年度と比較して0.3%増の12億8,036

万3,000円を計上しております。第4条資本的収入及び支出の収入につきましては、流域下水道債等の減額により、前年度と比較して2.7%減の2億3,185万6,000円、支出につきましては、公共下水道建設費の増額に伴い、前年度と比較して2.3%増の4億2,966万4,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,780万8,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分の損益勘定留保資金及び減債積立金で補填することとなっております。

以上が本定例会に提案いたしております令和8年度各種会計予算の概要でございます。

なお、一般会計予算につきましては、企画部長から補足説明させます。

また、詳細につきましては、予算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（永野 渉君） 次に、議案第19号令和8年度利府町一般会計予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） それでは、議案第19号令和8年度利府町一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

初めに、利府町各種会計予算書、薄いほうの冊子になります。

7ページを御覧ください。

第2表継続費でございますが、庁舎長寿命化改修事業について、令和11年度までの4か年の事業として設定するため、事業費の総額及び年割額を定めるものであります。

8ページを御覧ください。

第3表債務負担行為でございますが、賃貸借期間の満了や契約の性質上、複数年契約が必要となる7事業について設定するものであります。

なお、個別の内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして、所管する各部長から説明をさせていただきます。

9ページを御覧ください。

第4表地方債でございますが、記載しております9つの事業に、合計で7億3,870万円の起債を予定しております。

まず、1件目の緊急防災減災事業1億260万円につきましては、庁舎長寿命化改修事業に充当するものであります。

3件目の脱炭素化推進事業5,050万円につきましては、総合体育館サブアリーナや、保健福祉

センター、利府西中学校の照明改修事業に充当するものであります。

7件目の緊急自然災害防止対策事業7,000万円につきましては、町道舗装長寿命化事業に充当するものであります。9件目の公営住宅建設事業4億1,980万円につきましては、町営住宅建て替え事業に充当するものであります。

次に、歳入歳出予算の主な概要を御説明いたします。

利府町各種会計予算説明書①（一般会計）と記載されている厚いほうの冊子になります。

説明書の1ページを御覧ください。

歳入の主な内容といたしまして、1款町税につきましては、新たな市街地整備に伴う固定資産税や個人所得の増加による個人住民税の増などにより、前年度から1億3,741万6,000円、2.6%増の54億2,017万9,000円を計上しております。

7款地方消費税交付金につきましては、国全体での増収が見込まれており、前年度比4,900万円、5.1%増の10億1,300万円を計上しております。

13款地方交付税につきましては、人件費の高騰や物価高への対応経費分を見込み、前年度比9,000万円、5.4%増の17億6,000万円を計上しております。

17款国庫支出金につきましては、デジタル基盤改革支援補助金の事業完了や地域脱炭素移行再エネ推進交付金の事業見送り等により、前年度対比で1億9,060万2,000円、7%減を見込んでおります。

18款県支出金につきましては、国の学校給食費の負担軽減に係る補助金や子供たちのための教育・保育給付費の増により、前年対比6,491万8,000円、5.7%増の12億12万2,000円を計上しております。

20款寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金の令和7年度の実績見込額を踏まえまして、前年度から1億円、11.8%減の7億5,000万円を計上しております。

2ページを御覧ください。

次に、歳出でございますが、3款民生費につきましては、特定教育・保育施設事業や障害福祉サービス関連事業の増額により、前年度比2億5,943万6,000円、4.7%の増となっております。

8款土木費につきましては、前年度に引き続き町営住宅建て替え事業の実施により、前年度比1億2,775万1,000円、9.2%の増となっております。

9款消防費につきましては、防災行政無線システム等更新事業や消防団東部分団詰所等建築工事の完了に伴い、前年度比3億8,820万6,000円、41.4%の減となっております。

126ページを御覧ください。

継続費の状況でございますが、令和6年度に設定した町営住宅建て替え事業について記載しております。

次に、127ページから137ページまでは、現在設定しております債務負担行為の支出額及び支出予定額を記載しております。

最終ページの138ページを御覧ください。

地方債の残高についてでございますが、左から3列目の欄、前年度末現在高見込額は合計で133億2,554万1,000円となる見込みであり、これに当該年度中起債見込額を加算し、当該年度中、元金償還見込額を差し引いた当該年度末残高は129億6,978万7,000円となる見込みであります。

なお、令和8年度から部長の裁量により、各部の実情に即した迅速かつ柔軟な予算執行を可能とし、行政運営の効率化と各部の主体性や自立性を高めることを目的に、部長裁量予算制度を創設し、1つの部当たり200万円、総額1,600万円を配分し、各種事業に計上しております。

事業概要等につきましては、別にお配りしております当初予算関係補足説明資料の8ページに記載しておりますので、御確認を願います。

また、一般会計予算の概要につきましては、当初予算関係補足説明資料1ページから7ページにも記載しておりますので、御確認願います。

そのほか、各予算の計上内容の詳細につきましては、予算審査特別委員会において、各部局より御説明を申し上げます。

以上が一般会計予算の概要となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野 渉君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号から議案第25号までの令和8年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第25号までの令和8年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算審査特別委員会のため、3月5日から3月10日までの6日間を休会としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、3月5日から3月10日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、再開は3月11日です。予算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後2分05分 散 会

上記会議の経過は、事務局長太田健二が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和8年3月4日

議 長

署名議員

署名議員